

病原体定点医療機関の検体の取り扱いについて

令和8年3月11日時点
衛生研究所

- 医療機関の医師は、対象感染症の患者を診断した場合には、必要に応じ、保健所と協議し検体の採取を行う。
- 検体の採取、保存及び搬送にあたっては以下に留意する。
 - ① 検体提供者に対する十分な説明を行い、同意を得る。
 - ② 出来る限り詳細に(病原体)検査票を記入する。
 - ③ 検体の採取は、急性期に行う。
 - ④ 細菌感染症の場合の検体採取は、抗生物質投与前に行う。
- 検体を採取した場合は、医療機関は、速やかに保健所に連絡する（保健所は衛生研究所にその旨連絡し搬送する）。
- または、衛生研究所へ連絡し検体を郵送（休祝前日には発送しないこと）する。
- 検体採取及び保存方法等、ご不明な点は衛生研究所へお問い合わせください。

＜採取検体数の目安＞

小児科病原体定点：4検体／月（いずれの疾患でも可）、ARI病原体定点：5検体／週、基幹定点・眼科定点：流行状況に応じて随時提出

＜病原体定点対象疾患と検体・検体採取方法＞

定点区分	対象疾病名	検体	検査区分	検 体 採 取 方 法
小児科	RSウイルス感染症	鼻咽頭ぬぐい液 鼻腔ぬぐい液	ウイルス検査	ウイルス検査 【鼻咽頭ぬぐい液・咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液】 滅菌綿棒で検体採取部位（鼻腔又は咽頭もしくは鼻咽頭）をよくぬぐい、保存液にその綿棒を浸し、容器の口のところで棒を折り、ただちに固く栓をしめること。 【結膜ぬぐい液】 滅菌綿棒で下瞼結膜をよくぬぐい、保存液にその綿棒を浸し、容器の口のところで棒を折り、ただちに固く栓をしめること。 【ふん便】 キャリブレア等の入っていない滅菌容器に約5g以上を採取すること。 【髄液】 無菌的に約1mlを滅菌された容器等に採取すること。 【血清】 約1ml以上を滅菌された容器等に採取すること。 【全血】 抗凝固剤（EDTA）の入っている滅菌された容器等に採取すること。 【水疱内容液】 水泡または膿疱の表面をアルコール等で消毒した後、注射器等で局所の内容液を採取して、ウイルス保存液に注入し、ただちに固く栓をしめること。 【鼻かみ液】 専用紙に採取し、チャック付きポリ袋に入れて封をすること。
	咽頭結膜熱	咽頭ぬぐい液 結膜ぬぐい液	ウイルス検査	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭ぬぐい液 菌株	細菌検査	
	感染性胃腸炎	ふん便	ウイルス検査 細菌検査	
	水痘	水疱内容液（推奨） 咽頭ぬぐい液	ウイルス検査	
	手足口病	咽頭ぬぐい液	ウイルス検査	
	伝染性紅斑	全血、血清	ウイルス検査	
	突発性発しん	全血、血清	ウイルス検査	
	ヘルパンギーナ	咽頭ぬぐい液（推奨） ふん便	ウイルス検査	
	流行性耳下腺炎	咽頭ぬぐい液	ウイルス検査	
ARI	急性呼吸器感染症※ （インフルエンザ、新型コロナウィルス感染症を含む）	鼻咽頭ぬぐい液（推奨） 鼻腔ぬぐい液 鼻かみ液（小児のみ）	ウイルス検査	細菌検査 【鼻咽頭ぬぐい液・咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液】 滅菌綿棒で採取部位（鼻腔又は咽頭もしくは鼻咽頭）をよくぬぐい、輸送用の培地にその綿棒を深部まで刺し、容器の口のところで棒を折り、ただちに固く栓を締めること。 【ふん便】 キャリブレア等の入っていない滅菌容器に約5gを採取すること。 【髄液】 約0.5mlずつ2本（インフルエンザ菌用及びその他菌用）に分けて無菌的に滅菌されたスピッツ等に採取すること。 【菌株】 純培養したものを提出すること。
基幹	感染性胃腸炎胃腸炎のうち病原体がロタウイルスであるもの	ふん便	ウイルス検査	
	細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌・髄膜炎菌・肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）	菌株、髄液、咽頭ぬぐい液	細菌検査	
	無菌性髄膜炎	髄液、血清、 咽頭ぬぐい液、ふん便	ウイルス検査	
眼科	急性出血性結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査	
	流行性角結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査	

※急性呼吸器感染症（その他）の症例定義

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のどれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的症状かつ、医師が感染症を疑う外来症例

＜検体の保存・搬送方法＞

検査区分	保 存 ・ 搬 送 方 法
ウイルス検査	・ 検体を採取後、速やかに冷蔵庫（4℃前後）に保存すること。 ・ 冷蔵庫の保存期間は4日以内とし、その期間内に衛生研究所へ郵送（休祝前日を除く）すること。 ・ 検体採取後4日以内に発送できない場合は、衛生研究所に連絡すること。
細菌検査	・ 検体採取後は、断熱性の搬送用コンテナ等に入れ4℃前後に保ち、速やかに郵送（休祝前日を除く）すること。 ・ 菌株は、常温で速やかに郵送（休祝前日を除く）すること。